

税金・保険・年金

お知らせ・募集

国民健康保険被保険者証の更新受付がはじまります

国民健康保険課 給付係 内線3723

次の①、②のどちらかに該当する被保険者は、国民健康保険課窓口で保険証の更新が必要です。

①平成29年度国民健康保険税第7期までを平成30年1月31日までに納付されていない世帯の被保険者（ただし、平成12年4月2日以降生まれの被保険者は保険証を郵送します）。
②修学特例（㊦）または遠隔地（㊧）の被保険者。
※更新に必要な物は、2月中旬頃に通知するはがきでご確認ください。
※滞納がある世帯は、更新の際に納税相談が必要です。
指定の日に来庁できない場合は、必ず3月30日（金）までに更新してください。
※①、②以外の被保険者は、4月1日（日）から有効の新しい保険証を2月中旬頃から郵送します。

受付時間 午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

暮らし・環境・福祉

3月・4月は市民課窓口が大変混み合います。休日窓口開設のお知らせ

市民課 内線3065、3066

3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合います。混雑の緩和と平日来庁できない人のために休日窓口を開設します。

日時 3月25日（日）・4月1日（日）

受付時間 午前8時45分～午前11時30分、午後1時15分～午後4時30分

対象となる手続 主に住民票等の証明書の交付や住民異動届の受付となります。

暮らし・環境・福祉

3月・4月は市民課窓口が大変混み合います。休日窓口開設のお知らせ

市民課 内線3065、3066

3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合います。混雑の緩和と平日来庁できない人のために休日窓口を開設します。

日時 3月25日（日）・4月1日（日）

受付時間 午前8時45分～午前11時30分、午後1時15分～午後4時30分

対象となる手続 主に住民票等の証明書の交付や住民異動届の受付となります。

こどもの出方

環境保全課 内線3212

①ごみは収集日の当日、朝8時までにに出してください。収集車のオルゴールに合わせて出さないようにしてください。一度しか回りませんので、出し遅れた場合収集されません。②収集は戸別収集です。自宅の門口前に出してください。収集車が入らない路地に面している場合は、相談してください。

認知症初期集中支援チーム活動中!

まずは **ご相談** ください!

認知症が疑われるが、病院受診していない人や治療を中断している人、また認知症の症状に困っている人に対して、家庭訪問を行い、ご本人に合った医療や介護サービス・生活支援へつなぐ初期支援を行っています。ご相談は、お住まいの地域（日常生活圏域）を担当する地域包括支援センターへお気軽にご連絡ください。

【浦添中学校区】	地域包括支援センターさつとん ☎(877)3103
【仲西中学校区】	地域包括支援センター「仁」 ☎(917)2268
【浦西中学校区】	地域包括支援センターゆいまある ☎(917)5320
【港川中学校区】	地域包括支援センターみなとん ☎(876)3710
【神森中学校区】	地域包括支援センターていだ ☎(870)0150

【問い合わせ】地域支援課 支援センター係(内線 3543)

子育て・教育

こどもの入院医療費助成は「中学校修了前まで」対象です

児童家庭課 内線3614

入院医療費助成は、0歳から中学校修了前までが対象です。申請がお済みでない人は、児童家庭課窓口で助成金の申請を行ってください。

手続に必要なもの

- こどもの健康保険証
- 印鑑（認印可）
- 入院時の領収書
- 保護者の普通預金通帳
- 受給資格者証（交付を受けている人のみ）

領収書の申請期限 診療した月の翌月以降に申請可能です。

※学校の管理下におけるこどもの負傷等に対して、独立行政法人スポーツ振興センター法による給付に該当する場合は助成対象外です。

こども医療費の貸付制度

児童家庭課 内線3614

医療機関窓口での支払いが困難な人に対して支払金を貸し付ける制度があります。利用するには、貸付資格の認定を受ける必要があります。

2月16日(金)から 平成30年度 市・県民税および 国民健康保険税 申告受付が始まります。

《場所》市役所9階
《期間》2月16日(金)～3月15日(木)
※3月4日(日)、11日(日)は休日受付を行います。

期間終盤は大変混み合います! 申告はお早めに!

《時間》平日/午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時

※混雑状況により早めに受付終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

市民税課 慶留間 俊行

ここでチェック! START!

平成30年1月1日現在、浦添市に居住していますか?

いいえ → 平成30年1月1日に居住していた市町村へ問い合わせください。

はい → 平成29年中(H29.1.1～H29.12.31)に収入がありましたか?

※失業保険、労災保険、生活保護費、遺族年金、障害年金等は**収入に含まれません**。

いいえ → 無収入であるという申告をしてください。年末調整や申告によってご家族の扶養に入っている人は、申告の必要はありません。
※ただし、市外居住者に扶養されている場合は申告が必要です。

はい → 農業所得・営業所得・不動産所得・給与所得等について、税務署へ所得税の確定申告書を提出していますか?

いいえ → 申告の必要はありません。
※ただし、扶養親族の追加、社会保険料控除等の諸控除を受ける人は、確定申告または市・県民税の申告が必要です。

はい → 昨年所得が公的年金等の収入のみでしたか?

いいえ → 申告の必要はありません。
※公的年金等の収入金額が400万円を超える人は、所得税の確定申告が必要です。

いいえ → 昨年所得が給与のみで、勤務先で年末調整がされており、勤務先から浦添市役所へ給与支払報告書の提出がされていますか?

いいえ → 浦添市役所で申告が必要です。

私は、市役所での申告が必要なの? 確定申告と住民税の申告は違うの?

いいえ → 平成30年1月1日に居住していた市町村へ問い合わせください。

いいえ → 無収入であるという申告をしてください。年末調整や申告によってご家族の扶養に入っている人は、申告の必要はありません。
※ただし、市外居住者に扶養されている場合は申告が必要です。

はい → 確定申告をする人は、市役所で市・県民税申告の必要はありません。

はい → 申告の必要はありません。
※ただし、扶養親族の追加、社会保険料控除等の諸控除を受ける人は、確定申告または市・県民税の申告が必要です。

はい → 浦添市役所で市・県民税の申告は必要ありません。
※ただし、市・県民税における扶養親族の追加、社会保険料控除等の控除を変更、または新たに受ける際は、申告する必要があります。

※新規の事業（営業）を立ち上げた人・新規の不動産所得（アパート収入等）・譲渡所得のある人、青色申告の人は、税務署の確定申告会場（結の街）で申告してください。

! 申告しないと困ることがあります!

- 所得証明書（児童手当や公営住宅の入居に必要）などの発行ができない。
- 国民健康保険税、高額医療費の自己負担額軽減措置が受けられない。
- 国民年金の免除申請ができない。…など不利益を受ける場合があります。

3月15日(木)を過ぎると、次回は6月1日(金)から受付開始となります。

駐車場や周辺道路が大変混雑しますので、時間に余裕を持って来場ください。

市民税課 村田 新大